

1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」は、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収集運搬業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきました。

今般、収集運搬業審査基準が改正され令和2(2020)年4月1日から適用されることに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものです。

※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

申請書様式及び添付書類を見直し、簡素化を図る。

2 改正内容

(1) 申請書様式及び添付書類について、次のとおり見直しました。

ア 法人の定款及び寄付行為の原本証明を不要とした。

イ 法人の直前の事業年度の法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しの添付を不要とした。

ウ 「今後5年間の収支計画」記載項目を一部削除した

(2) 更新許可申請について、許可期限の4ヶ月前（従前は3ヶ月前）から受け付けることとしました。

3 適用期日

令和2(2020)年4月1日から適用します。